

袋井市農業振興地域整備計画の一部を次のように変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項で準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき公告する。

また、変更後の袋井市農業振興地域整備計画書を同法第 13 条第 4 項で準用する第 12 条第 2 項の規定に基づき、袋井市役所において縦覧に供します。

2026 年 9 月 10 日

袋井市長 大 場 規 之

1 用途区分の変更

袋井市農業振興地域整備計画書の第 2 の 2 の（２）の表中「地区記号、区域番号」欄 の各項の「用途区分」欄を下表のように変更する。

地区記号 区域番号	「用途区分」欄の変更事項
D－3	次の土地の農業上の用途区分を農地（畑）から農業用施設用地に変更する。 ・袋井市富里字七ヶ町 1002 番（畑） 472 m ² ・袋井市富里字七ヶ町 1003 番（畑） 1,072 m ² ・袋井市富里字七ヶ町 1004 番（畑） 219 m ² 合計 1,763 m ²
D－3	次の土地の農業上の用途区分を農地（田）から農業用施設用地に変更する。 袋井市富里字七ヶ町 1056（田） 1,290 m ²
C－1	次の土地の農業上の用途区分を農地（樹園地）から農業用施設用地に変更する。 ・袋井市豊沢字東原 344 番 48（畑） 530 m ² ・袋井市豊沢字東原 344 番 49（畑） 871 m ² ・袋井市豊沢字東原 344 番 50（畑） 1,129 m ² ・袋井市豊沢字東原 344 番 51（畑） 919 m ² ・袋井市豊沢字東原 344 番 108（畑） 217 m ² ・袋井市豊沢字東原 344 番 111（畑） 253 m ² ・袋井市豊沢字東原 344 番 112（畑） 22 m ² 合計 3,941 m ²
A－3	次の土地の農業上の用途区分を農地（田）から農業用施設用地に変更する。 袋井市上山梨字松木田 1724 番（田） 1,936 m ² のうち 540 m ²

●縦覧方法についての留意点：縦覧に供する市町農業振興地域整備計画書又はその写しは、市町の主たる事務所に常時備え付けておくとともに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供するものとする。